

攻めの農業実践緊急対策事業

## 地域事業計画書(変更)

都道府県市町村名:秋田県由利本荘市

---

事業実施主体名:由利本荘市地域農業再生協議会

---

事業実施年度:平成26年度

---



## 取組の明細（総括表）

### 由利本荘市地域農業再生協議会

策定：平成26年4月9日  
 変更：平成26年7月1日

#### 第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組内容	事業費 (円)	助成率	助成金 (円)	備考
1	1	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成	57,400,000	1/2以内	26,574,000	消費税相当額 2,125,920円
2	1	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の再利用に対する助成	14,349,000	1/2以内	6,643,000	消費税相当額 531,440円
3	1	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の廃棄に対する助成	6,643,000	定額	6,643,000	該当なし
4	2	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成	2,692,000	1/2以内	1,246,000	消費税相当額 99,680円
5	2	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成 (条件不利地域)	2,692,000	1/2以内	1,246,000	消費税相当額 99,680円
6	2	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成 (パイプハウスのパイプ・フィルム)	2,691,000	定額	2,491,000	消費税相当額 199,280円
7	2	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成 (パイプハウスのパイプ・フィルム) (条件不利地域)	2,691,000	定額	2,491,000	消費税相当額 199,280円
8	2	高収益品目等の導入の際に必要な補助暗きょ整備の施工費に対する助成	1,346,000	定額	1,246,000	消費税相当額 99,680円
9	2	高収益品目等の導入の際に必要な補助暗きょ整備の施工費に対する助成 (条件不利地域)	1,345,000	定額	1,245,000	消費税相当額 99,600円
合計			91,849,000		49,825,000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

## 第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

- ①計画額未満の取組から計画額以上の取組へ融通する。
- ②次の整理番号順に承認する。1、4、6、5、7、8、9、2、3

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。  
優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

## 第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

### 【地域の現状と課題】

本地域は米に依存した生産構造（水稲作付面積は水田面積の7割）となっており、米の消費減退に伴う米価下落により、経営環境がますます厳しくなっている。今後も個々の経営が成り立っていく収益を確保することが課題であり、本事業を活用し機械作業の集約によるコスト低減及び高収益作物の導入による収入増加を図りたい。

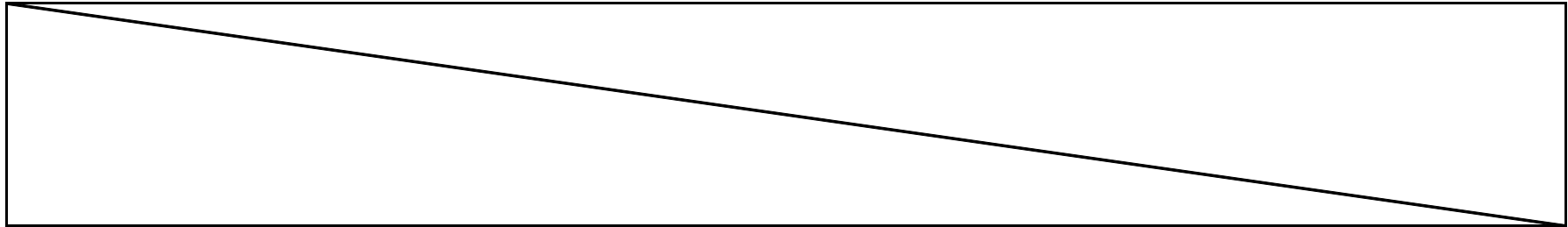
### 【取組方針】

農業者・JA等農業関係団体・行政が一体となって、低コスト・高収益な産地体制への転換を図って行く。

### 【期待される事業効果】

- ・高効率な機械設備の導入によって担い手等への作業集積を図ることで低コスト生産体制の確立が見込まれる。
- ・担い手等への作業集積によって生じた余剰労働力により高収益作物の導入が見込まれる。

## 第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について



注：攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

### 取組の明細（個票）

協議会名	由利本荘市地域農業再生協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	26,574,000円 (仕入れに係る消費税等相当額: 2,126,000円)				
対象作物	水稻、大豆、そば、なたね、飼料作物、野菜・花き				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格（税抜き）の1/2	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費（※1）の助成を行う（リース物件本体価格の1/2以内）（※2）。 2 助成対象品目は取組の明細（個票）別紙1のとおり。 3 助成対象機械等は助成対象品目の生産に必要な機械  ※1 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。</li> <li>○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。</li> <li>○ 担い手を明確化すること。</li> <li>○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。</li> <li>○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。</li> <li>○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。</li> <li>○ リース事業者と共同申請を行うこと。</li> <li>○ 導入機械の規模・台数が適正であること（「秋田県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。）</li> </ul>				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など</p>				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②、③の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 共同利用組織
- ② 目標年度における生産コスト削減率
- ③ 目標年度における機械作業の集約面積

## 取組の明細（個票）

協議会名	由利本荘市地域農業再生協議会	整理番号	2	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の再利用に対する助成				
当該取組に係る助成金額	6,643,000円 (仕入れに係る消費税等相当額: 532,000円)				
対象作物	水稻、大豆、そば、なたね、飼料作物、野菜・花き				
対象者	次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	本体標準小売価格（税抜き）の1/2	助成率	本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手が非担い手が所有していた機械等を再利用するための補改修に要する経費（※）の助成を行う（本体価格の1/2以内）。 2 助成対象品目は取組の明細（個票）別紙1のとおり。 3 助成対象機械等は助成対象品目の生産に必要な機械  ※ 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。				
取組要件	○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、機械譲渡証明書など 2 請求時（現場検査・書類検査） オーバーホール価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 入札関係等書類、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②、③の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 共同利用組織
- ② 目標年度における生産コスト削減率
- ③ 目標年度における機械作業の集約面積

## 取組の明細（個票）

協議会名	由利本荘市地域農業再生協議会	整理番号	3	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の廃棄に対する助成				
当該取組に係る助成金額	6,643,000円 (該当なし)				
対象作物	水稻、大豆、そば、なたね、飼料作物、野菜・花き				
対象者	次に掲げる者のうち、生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	1台あたり2万円	助成率	定額		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械の廃棄に要する経費（※）の助成を行う（1台あたり2万円以内）。 2 助成対象品目は取組の明細（個票）別紙1のとおり。 3 助成対象機械等は助成対象品目の生産に必要な機械  ※ 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。				
取組要件	○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、廃棄処理依頼書など 2 請求時（現場検査・書類検査） 廃棄価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 廃棄処理依頼書、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②、③の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 共同利用組織
- ② 目標年度における生産コスト削減率
- ③ 目標年度における機械作業の集約面積

助成対象品目  
(効率的機械利用体系の構築を導入する取組)

水稻、大豆、そば、なたね、飼料作物、野菜・花き

※野菜・花きの品目

【重点振興作物】

アスパラガス、ミニトマト、キャベツ、りんどう、小菊

【準重点振興作物】

サヤインゲン、スイカ、ピーマン、ねぎ、馬鈴薯、輪菊、なす、未成熟そらまめ



## 取組の明細（個票）

協議会名	由利本荘市地域農業再生協議会	整理番号	4	分類	2
取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	1,246,000円 (仕入れに係る消費税等相当額:100,000円)				
対象作物	野菜・花き				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格（税抜き）の1/2	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に要する経費（※1）の助成を行う（本体価格の1/2以内）（※2）。 2 助成対象品目は取組の明細（個票）別紙2のとおり。 3 助成対象機械等は助成対象品目の生産に必要な機械  ※1 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。</li> <li>○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。</li> <li>○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。</li> <li>○ リース事業者と共同申請を行うこと。</li> <li>○ 導入機械の規模・台数が適正であること（「秋田県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。）</li> </ul>				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログな</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など</p>				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数
- ② 目標年度における対象品目販売額

## 取組の明細（個票）

協議会名	由利本荘市地域農業再生協議会	整理番号	5	分類	2
取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成 (条件不利地域)				
当該取組に係る助成金額	1,246,000円 (仕入れに係る消費税等相当額:100,000円)				
対象作物	野菜・花き				
対象者	中山間地域等の条件不利地等において、高収益作物に転換する以下の者。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格（税抜き）の1/2	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に要する経費（※1）の助成を行う（本体価格の1/2以内）（※2）。 2 助成対象品目は取組の明細（個票）別紙2のとおり。 3 助成対象機械等は助成対象品目の生産に必要な機械  ※1 本体価格が50万円以上のもにに限る（アタッチメントを含む）。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○ 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める以下の地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模・台数が適正であること（「秋田県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。）				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成率は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数
- ② 目標年度における対象品目販売額

## 取組の明細（個票）

協議会名	由利本荘市地域農業再生協議会	整理番号	6	分類	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成 (パイプハウスのパイプ・フィルム)				
当該取組に係る助成金額	2,491,000円 (仕入れに係る消費税等相当額: 200,000円)				
対象作物	野菜・花き				
対象者	次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	9,059円/㎡（税抜き）	助成率	購入金額（税抜き） 定額		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等導入の際に必要なパイプハウスのパイプ及びフィルムの購入に要する経費の助成を行う（定額）。 2 助成対象品目は取組の明細（個票）別紙2のとおり。 3 助成対象機械等は助成対象品目の生産に必要なパイプ及びフィルム				
取組要件	○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ パイプハウスのパイプ購入数量は、野菜の生産計画に見合ったものであり、購入価格は妥当なものであること。 ○ 目標年度（平成27年度）の取組面積は100㎡以上とすることとし、次年度以降も継続して取り組む計画とすること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ パイプハウス設置場所の地図及び写真、申請者の規約、資材等の利用計画、営農計画書の写し、数量などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時（現場検査・書類検査） 購入価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ パイプハウス設置後に写真撮影を実施 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ パイプハウスのパイプ購入等に係る入札関係等書類、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数  
② 目標年度における対象品目販売額

## 取組の明細（個票）

協議会名	由利本荘市地域農業再生協議会	整理番号	7	分類	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成 (パイプハウスのパイプ・フィルム) (条件不利地域)				
当該取組に係る助成金額	2,491,000円 (仕入れに係る消費税等相当額: 200,000円)				
対象作物	野菜・花き				
対象者	中山間地域等の条件不利地等において、高収益作物に転換する以下の者。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	9,059円/㎡（税抜き）	助成率	購入金額（税抜き） 定額		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等導入の際に必要なパイプハウスのパイプ及びフィルムの購入に要する経費の助成を行う（定額）。 2 助成対象品目は取組の明細（個票）別紙2のとおり。 3 助成対象機械等は助成対象品目の生産に必要なパイプ及びフィルム				
取組要件	○ 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める以下の地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ パイプハウスのパイプ購入数量は、野菜の生産計画に見合ったものであり、購入価格は妥当なものであること。 ○ 目標年度（平成27年度）の取組面積は100㎡以上とすることとし、次年度以降も継続して取り組む計画とすること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ パイプハウス設置場所の地図及び写真、申請者の規約、資材等の利用計画、営農計画書の写し、数量などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時（現場検査・書類検査） 購入価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ パイプハウス設置後に写真撮影を実施 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ パイプハウスのパイプ購入等に係る入札関係等書類、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数  
② 目標年度における対象品目販売額

### 取組の明細（個票）

協議会名	由利本荘市地域農業再生協議会	整理番号	8	分類	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な補助暗きょ整備の施工費に対する助成7				
当該取組に係る助成金額	1,246,000円 (仕入れに係る消費税等相当額：100,000円)				
対象作物	野菜・花き				
対象者	次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	委託施工24,000円/10a 直営施工19,200円/10a ※施工費は税抜き	助成率	施工費（税抜き）の10/10以内		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等導入の際に必要なモミガラ補助暗きょの施工費の助成を行う（定額）。 2 助成対象品目は取組の明細（個票）別紙2のとおり。 3 県の「戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業」のモミガラ補助暗渠単独施工型の基準・要件等を満たすこと。				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。</li> <li>○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。</li> <li>○ 地域の実情を踏まえ十分な排水向上につながる施工計画とすること。</li> <li>○ 施工費の単価は、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正なものであること。</li> <li>○ 目標年度（平成27年度）の作付面積は1ha以上とすることとし、次年度以降も継続して作付する計画とすること。</li> </ul>				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 弾丸暗きょ等の施工場所の地図及び写真（平面及び断面）、申請者の規約、営農計画書の写し、施工計画書など</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） 施工費等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 弾丸暗きょ等の施工後に写真撮影を実施（平面及び断面） 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 施工内容がわかる書類（委託契約書・完了報告書の写し、作業日誌等）</p>				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

① 目標年度における取組参加者数  
② 目標年度における対象品目販売額

## 取組の明細（個票）

協議会名	由利本荘市地域農業再生協議会	整理番号	9	分類	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な補助暗きよ整備の施工費に対する助成 (条件不利地域)				
当該取組に係る助成金額	1,245,000円 (仕入れに係る消費税等相当額:100,000円)				
対象作物	野菜・花き				
対象者	中山間地域等の条件不利地等において、高収益作物に転換する以下の者。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	委託施工24,000円/10a 直営施工19,200円/10a ※施工費は税抜き	助成率	施工費（税抜き）の10/10以内		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等導入の際に必要なモミガラ補助暗きよの施工費の助成を行う（定額）。 2 助成対象品目は取組の明細（個票）別紙2のとおり。 3 県の「戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業」のモミガラ補助暗渠単独施工型の基準・要件等を満たすこと。				
取組要件	○ 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める以下の地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ 地域の実情を踏まえ十分な排水向上につながる施工計画とすること。 ○ 施工費の単価は、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正なものであること。 ○ 目標年度（平成27年度）の作付面積は1ha以上とすることとし、次年度以降も継続して作付する計画とすること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 弾丸暗きよ等の施工場所の地図及び写真（平面及び断面）、申請者の規約、営農計画書の写し、施工計画書など 2 請求時（現場検査・書類検査） 施工費等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 弾丸暗きよ等の施工後に写真撮影を実施（平面及び断面） 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 施工内容がわかる書類（委託契約書・完了報告書の写し、作業日誌等）				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数
- ② 目標年度における対象品目販売額

助成対象品目  
(高収益作物を導入する取組)

野菜・花き

※野菜・花きの品目

【重点振興作物】

アスパラガス、ミニトマト、キャベツ、りんどう、小菊

【準重点振興作物】

サヤインゲン、スイカ、ピーマン、ねぎ、馬鈴薯、輪菊、なす、未成熟そらまめ